

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその使途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

本町では、令和7年度当初予算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当しましたので公表いたします。

令和7年3月

■ 歳入歳出予算の状況	【歳入】	地方消費税交付金（従来分）	190,478 千円
		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	237,158 千円
		計	427,636 千円
	【歳出】	社会保障施策に要する経費（総額）	4,105,878 千円

■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

単位：千円

社会保険施策区分		経費	財源内訳					主な事業内容
			特定財源			一般財源	うち、引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
			国・県 支出金	町債	その他			
社会福祉	障害者福祉事業	752,170	514,289	220	6,760	230,901	19,373	障害者自立支援給付費、重度心身障害児者医療費等
	高齢者福祉事業	568,264	15,902	8,466	63,253	480,643	40,328	高齢者福祉施設管理費、在宅福祉事業等
	児童福祉事業	1,230,482	327,464	360	52,822	849,836	71,304	保育所（公立・私立・認定こども園）、乳幼児・児童医療費等
	母子福祉事業	26,119	9,110	8	235	16,766	1,407	母子保健事業、ひとり親家庭医療費等
	その他	6,799	2,872	2	169	3,756	315	町民館及び隣保館(管理・事業)費等
	小計	2,583,834	869,637	9,056	123,239	1,581,902	132,727	
社会保険	介護保険事業	440,785	31,418	129	4,421	404,817	33,965	介護保険特別会計繰出金
	国民健康保険事業	185,470	92,825	54	1,667	90,924	7,629	国民健康保険特別会計繰出金
	後期高齢者医療事業	483,882	94,801	141	4,349	384,591	32,268	後期高齢者医療特別会計繰出金等
	小計	1,110,137	219,044	324	10,437	880,332	73,862	
保健衛生	疾病予防対策事業	138,596	35,491	40	2,841	100,224	8,409	各種予防接種事業、健診事業等
	診療所管理運営事業	252,679	2,491	74	2,271	247,843	20,795	診療所特別会計繰出金
	医療提供体制確保事業	20,632	1,130	6	3,229	16,267	1,365	緊急医療病院群輪番制病院負担金、24時間電話相談等
	小計	411,907	39,112	120	8,341	364,334	30,569	
合計		4,105,878	1,127,793	9,500	142,017	2,826,568	237,158	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。